

○東川町立小学校の区域外通学に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第33条の規定に基づき、東川町教育委員会（以下「委員会」という。）が指定した就学校を変更することができる場合の要件及び手続き等を定めるものとする。

(保護者の申立)

第2条 指定された就学校について、保護者は、就学校変更申立書（様式1）により委員会に就学校の変更申立を行うことができる。

2 就学校の変更申立のできる期間は、就学校を指定する通知を受けた日から就学すべき日の1箇月前までに行わなければならない。

3 在学児童の保護者は、第6条別表に掲げる事由が発生した場合は、速やかに申立を行うことができる。

4 前項の場合、現に就学している学校長を通して申立をできるものとし、学校長の意見書を添付することとする。

(事前協議)

第3条 児童の就学に関し早期に便宜を図るため必要があると認めるときは、保護者から協議書（様式4）の提出を受けた上で、保護者その他関係者と事前協議を行うことができる。

2 委員会は前項の提出をもって協議の上、就学校変更に係る事前協議結果（様式5）を保護者に通知するものとする。なお、これをもって前条の規定による申立に代えることはできない。

(申立の周知)

第4条 委員会は、就学校を指定する通知において、保護者が就学校の変更申立をできる旨を公示するとともに、就学校を変更できる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め、公表するものとする。

(保護者の遵守事項)

第5条 保護者は、申立をするにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 児童の通学の安全確保に十分な配慮と責任をもって対応すること。
- (2) 学校の教育方針に賛同し、児童が学習活動を続けられるようにすること。
- (3) 学校の行事やPTA活動に協力し、参加すること。
- (4) 許可後において、申立の理由が事実と異なることが判明した場合及び申立の理由が変更または消滅した場合は、就学校変更許可を取り消しするものとする。

(就学校変更基準)

第6条 就学校の変更ができる要件、申立書類、変更可能期間等の就学校変更基準は、別表に定めるとおりとする。

(申立等の決定通知)

第7条 委員会は、第2条第1項に規定する保護者からの申立が相当と認めるときは、就学校変更許可書（様式2）を保護者に通知するものとする。

2 委員会は、前条の規定により就学校の変更を許可したときは、就学校変更通知書（様式3-1・3-2）により、学校長に通知するものとする。

3 委員会は、前条の規定により不許可となったときは、就学校変更不許可通知書（様式4）により、保護者に通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。